

平成30年12月12日

自動販売機の設置による営業者の募集について（公告）

鹿児島地方裁判所

国有財産事務分掌者

鹿児島地方裁判所長 松 井 英 隆

鹿児島地方家庭簡易裁判所庁舎ほか5庁舎の一部において、有償（**価格競争**）による使用許可を受け、自動販売機による清涼飲料水の販売をする方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

鹿児島地方家庭簡易裁判所庁舎外における使用許可（自動販売機設置）の相手方選定

2 募集の趣旨

鹿児島地方家庭簡易裁判所庁舎ほか5庁舎の一部において、自動販売機の設置により販売させる前提で使用許可（有償（**価格競争**））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用を許可する場所

(1) 鹿児島市山下町13-47

鹿児島地方家庭簡易裁判所庁舎

(2) 鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町1-1

鹿児島地方裁判所名瀬支部名瀬簡易裁判所庁舎

(3) 鹿児島県始良市加治木町仮屋町9-5

鹿児島地方裁判所加治木支部加治木簡易裁判所庁舎

(4) 鹿児島県南九州市知覧町郡6-196-1

鹿児島地方裁判所知覧支部知覧簡易裁判所庁舎

(5) 鹿児島県薩摩川内市花木町2-20

鹿児島地方裁判所川内支部川内簡易裁判所庁舎

(6) 鹿児島県鹿屋市打馬1-2-14

鹿児島地方裁判所鹿屋支部鹿屋簡易裁判所庁舎

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機による清涼飲料水の販売を行う。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成30年12月12日（水）から同年12月25日（火）まで（ただし、裁判所

の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 3 号）第 1 条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

イ 交付場所

鹿児島市山下町 1 3 番 4 7 号

鹿児島地方裁判所事務局会計課管理係（担当：鹿倉）

直通電話 0 9 9 （ 8 0 8 ） 3 7 1 4

F A X 0 9 9 （ 2 2 4 ） 9 4 9 4

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日（金）から平成 3 1 年 1 月 9 日（水）まで（ただし、休日を除く。）の午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所

前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送等

ただし、郵送等による提出の場合は、特定記録、書留又は簡易書留郵便及びこれらに準じた取扱いの方法によること（提出期限必着）。

エ 提出部数

正本 1 部 副本 3 部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付ける。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案書提出場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日（火）午後 5 時まで

ウ 提出場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

エ 提出方法

持参、郵送及びファクシミリ

ただし、郵送等による提出の場合は、特定記録、書留又は簡易書留郵便及びこれらに準じた取扱いの方法によること（提出期限必着）。

- (2) 回答書は、次の交付日時にファクシミリにより企画提案募集要領を交付した全員に送付する。

交 付 日 時 平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日（木）午後 4 時

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

キ 公募時において、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者であること。

ク 企画提案募集要領の交付を受けた者であること。

(2) 公募に参加しようとする者は、企画提案募集要領に提示の「誓約書」に記名押印の上、鹿児島地方裁判所に提出しなければならない。

(3) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5の(2)に適合しないとき

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載上の留意事項に適合しないとき

ウ 虚偽の内容が記載されているとき

(4) (1)及び(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているか審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料の提案が、鹿児島地方裁判所が定める使用料の最低価格の108分の100の制限以上で、最も金額の高い者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関する費用は、すべて応募者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じてヒアリングを実施することがある。